

令和2年度第1回（令和2年10月8日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（14名）

【会長】学識経験者：雪嶋会長

【副会長】学識経験者：三浦副会長、中村副会長

【学識経験者】糸賀委員

【公募委員】酒井委員、篠塚委員、則竹委員、増子委員

【区内の社会教育委員】（中村副会長）

【障害者団体から推薦を得た者】今井委員

【図書館関係団体から推薦を得た者】欠席

【区内学校職員】宇山委員

【中央図書館長】図書館職員：中山中央図書館長

【図書館側委員】図書館職員：梶資料係長、内村利用者サービス係長、  
鈴木こども図書館長

図書館事務局（3名）

【事務局】図書館職員：萬谷管理係長、関口主査、管理係大場

2 場所 中央図書館 4階会議室

3 議事内容

協議事項

(1) 令和2年度の図書館運営協議会の進め方

4 報告

(1) 新宿区立図書館視聴覚資料の貸出数量の改正について

(2) 「第四次新宿区子ども読書活動推進計画」の数値目標の進捗について

(3) 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画（令和2年度～令和5年度）」について

**【事務局より委員の変更等紹介】**

社会教育委員の改選及び図書館職員の人事異動に伴い、令和2年度の運営協議会委員の委嘱及び自己紹介を行う。また、社会教育委員の中村委員再任につき、コロナ禍当不測の事態を想定し、副会長は2名とし、あらためて会長より副会長の指名を行った。

**【会長】** ただいまから、令和2年度第1回新宿区立図書館運営協議会を開催いたします。図書館運営協議会は公開になっており、傍聴される方がいらっしゃいます。また、本日、尾下委員・石橋委員から欠席の連絡を受けておりますが、過半数の委員が出席されていますので、新宿区立図書館運営協議会設置要綱第5条第2項の規定を満たし、会議は成立しています。

それでは、本日の資料の確認を事務局からお願いします。

**【事務局】** 配布資料の確認をいたします。まず、7月に開催通知とともに郵送した資料6点はお持ちでしょうか。こちらが別紙1から別紙6までとなっております。

9月に郵送したのは事務連絡となりまして、開催のお知らせと次第、各種手続きのご案内となります。

また、本日は机上配布がたくさんあり申し訳ありませんが、ご確認ください。

1. 次第及び委員名簿
2. しんじゅくの図書館2020及び新宿の教育（冊子）
3. 第5次新宿区子ども読書活動推進計画（冊子）
4. 新宿区立図書館視聴覚資料の貸し出し数量の改正について
5. 第4次新宿区子ども読書計画の進捗について及び第5次新宿区子ども読書活動推進計画について

以上となりますが、ない方はいらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。では、資料の確認は以上になります。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、次第に従って進行いたします。まず、きょうの議題の①ですけど、令和2年度の図書館運営協議会の進め方というところであります。こちらについて事務局のほうで説明をお願いいたします。

**【事務局】** では、今年度の進め方について、簡単に説明させていただきたいと思います。7月にお送りした資料の別紙4をご覧くださいよろしいでしょうか。

令和2年度の運営協議会の日程ですが、今期の委嘱期間が、令和元年の6月24日から令和3年6月23日までの2年間となっております。毎年、各年度内に4回開催しているのですが、日程については今年度については令和3年度の任期である4、5、6月分も目いっぱい使いまして、第1回が本日、第2回を12月、第3回を3月、第4回を、来年度になります

が6月にお願いをしたいと考えております。

続いて協議会の進め方についてですが、昨年度の第3回で議論しました、図書館運営協議会のあり方についてというところの意見を踏まえまして、図書館運営協議会の設置要綱第1条に基づいて、教育長の諮問に応じるとともに、館のコーナー、図書館サービスについて教育長に意見を述べることを目的としている協議会ですので、今回、意見をいただくようなことを考えております。

(2)の所では令和元年度、第2回の協議会で皆さまから93項目のご意見、ご要望をいただいておりますが、それをうまく活用できてはいませんでした。別紙にまとめましたが、こちらの資料にも関連させて、(3)にありますとおり今年度のテーマを決めました。そのテーマの「感染症対策と図書館サービスのあり方」についてご議論いただいて、今期のご意見としてまとめていただきたいと思いますと思っていますところです。

参考として、現在進行中のコロナ禍において、新宿区立図書館のこれまでの取り組みを別紙2でまとめてみました。

WHOが1月に緊急事態を公表したことによって、新宿区でも2月にコロナ対策本部会議を設置しまして、その後、イベントの中止ですとか、3月1日からは館内での閲覧を取りやめて、予約資料の受け渡しなど最小限のサービス提供をしておりました。4月11日から5月31日までは政府の緊急事態宣言や、都知事の要請によって全館臨時休館をいたしました。

6月1日からは段階的にサービスを行い、予約資料の受け渡しから始めまして、7月1日からは入館者の完全入れ替え制として、1時間開館した後、30分間換気および消毒のため、いったん退館していただいております。

ただし、本日机上配布させていただきましたが、10月17日からはこれを少し緩和しまして、換気と消毒で開館できない時間を、午後1時から1時30分と4時から4時30分の2回とし、それ以外は自由に入退館ができるようにさせていただくことを予定しております。併せて全館、サーマルカメラによる検温を実施しています。今はまだ職員による検温行っていますが、導入でき次第、順次進めていく予定です。

この入れ替え制を実施して、私自身も含め、職員皆で感じたことなのですが、資料を予約してそれを借り受ける方や書架で資料を探して借りる、書架にある資料の利用を中心とした利用者と、雑誌・新聞などの閲覧のために利用する方、調べ物を主として利用されている方の3種類の利用方法が顕著になったと感じました。

また、この体制についてのご意見は賛否両論の状況となっております、徹底してありがたいというご意見と、こんなにやる必要はないんじゃないかのご意見が、ほとんど毎日のようにいただいている状況となっております。

今後、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に限らず、新宿区では令和3年度では新たな日常の構築への取り組みとして、感染防止対策を最優先事項とすること、また、高齢者や子育て世代への支援など安心して住み続けられる環境の整備について取り組んでいくこととしております。

図書館においても、全ての事業について新たな日常に照らし合わせて、今のあり方や手法など、あらゆる角度から検証しつつ、費用対効果的な側面もしっかり見極めて検討したいと考えています。協議会においてもそういったことも踏まえていただき、検討テーマとして感染症対策と区立図書館サービスのあり方について、ご議論いただければと思っております。説明は以上になります。

【会長】 ありがとうございます。今、図書館の取り組みとのことですが、これは図書館全体として考えていいんですよね？

【事務局】 はい。

【会長】 既に図書館は開館してますけど、十分な利用ができる状況ではないというところで。これからまだこのコロナの問題が続くわけですけど、今、新宿区の図書館の対応をどのように考えてらっしゃるのか。利用する、させない、いろいろな意見があると思うんですけど、皆さまがたの自由な意見をいただきたい。実際に利用してみてこんなふうにしたということでも結構です。それから、他の区あるいは他の市でもやってることなど、いろんなアイデアがありましたらぜひ、検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】 ちょうど今、来週から閉館の時間が短くなるというお話をいただいて。私は中央図書館を使うんですけど、この90分置きというか、1時間置きに30分必ず閉まるっていうことですね。最初来たときは当然知らずに来て、もうすぐ閉まることを知り慌てて時間を調べて、それからは開いてる時間に合わせるようにはしたんですけど、なかなか1時間となると、目的のものが決まっていればいいんですけど、検索したり書架で探したり、そういうことしていると結構30～40分すぐ過ぎてしまって不便だなと。

ちょっと1時間は短いなという印象ですね。それで最近、いろんな社会の動きもありましたので、今回まさにこの話を意見というか、もし、機会があればお伝えしようかなと思っただけで来ましたので、来週からかなり自由な時間に利用できる時間が長くなるってことで非常にうれしいです。

いろんなご意見はあると思うんですけど、図書館は基本的には開かれた場所であるべきだと思っています。あとは今、雑誌のコーナーなどはあえて座れないようにというか、立って新聞を読んでいたりぐらいしかないんじゃないかと思うんですけど、時期が来たらいす等もまた復活させていただけるとありがたいなと思いますね。私からは以上です。ありがとうございました。

【会長】 今の中の退館時間の問題と、閲覧の方法ですけど、皆さんも大変不便をされたということもあると思います。そのあたりのことで、こんなことがあったとか、あるいは、こ

ういうことをしたらこうなったっていうようなご経験などもお聞かせ願えたらと思います。  
先にまず、図書館でもこの間にいろいろ調査をされていたようでありますから、その点を館長から説明していただけますでしょうか。

【中山中央図書館長（以降中央図書館長）】 それでは私どものほうから、この休館中にいろいろと取り組みを進めておりましたので、コロナウイルス対策についての概要をご説明させていただきたいと思えます。

実際の中央図書館、および、地域館でのコロナ感染対策については、先ほどご説明を事務局から差し上げたとおりでありますけど、私どものほうで整理した考え方としましては、図書館の特性としてはやっぱり、不特定多数の方が利用されるという一方で、館内で飲食をしたり、大声を上げるような機会はほぼないということで、マイクロ飛沫感染という恐れは恐らく、図書館の中では生じないであろうと。それから、館内での十分な換気ですとか、飛沫感染のリスクに応じて感染防止策を組み合わせることによって、効果的な感染防止対策ができていくということを考えています。

一方では現行、一人一人、職員が検温してるということで、それについては実は職員の負担が非常に大きかったということもありますので、お手元のチラシのとおり、10月17日からはサーマルカメラ、サーモグラフィですね。こちらによる検温に移行させていただきます。カメラの設置ができた館から順次、移行するということになります。現時点では37.5度以上の発熱の方は、入館をご遠慮いただくということを考えてございます。

継続するものとしてしましては出入り口での手指消毒、一定時間ごとの換気。これは1日2回に緩和させていただきます。あとは先ほど、ご意見いただきましたが、座席等についても引き続き、密を避けるという趣旨で継続をさせていただきます。それから、マスクですね。これは非常に有効であるという知見がありますので、館内でも外さないようお願いをしたいということを考えてございます。

今回の見直しにつきましては専門家、長年新宿区の保健所で勤務をしており、感染症対策についても知見の深い元保健師によりまして、中央図書館と、地下によって最も条件が悪いと考えられます中町図書館を実際に見ていただいて、効果的な方法についてアドバイスをいただきまして、この17日からの取り組み見直しということにさせていただきます。

現時点で入れ替え制をとっているのは、23区では新宿区だけという状況なんですけど、一方ではより臆病なぐらい慎重に感染予防対策を徹底するという趣旨から、今まで1時間ごととやっておりましたが、今回のアドバイスで1日2回程度に簡略化しても、換気をしっかりしてれば大丈夫ということでしたので今回、このような処置をとらせていただきます。

合わせて休館中に注目されたものとしては、他の自治体で電子図書館、電子書籍というのが注目を浴びました。新宿区でもその部分については、今後の展開に向けても情報を仕入れておく必要があるということで、資料係を中心に実際にベンダーを呼んでヒアリング等

も行いました。簡単にその概要についてご説明をさせていただきます。資料係長から説明をしてもらいます。

**【資料係長】** 資料係長です。よろしくお願いします。コロナということがありまして、新聞報道等でも電子書籍に対する報道が増えたり、関心が非常に高まっていることもあり、新宿区立図書館として電子書籍について今年の6月、コロナのさ中に3社に対して文書で調査、それから、来てもらって聞き取りを行いまして、現状での電子書籍に関する状況とか、動向などを調査というか、ちょっと伺わせていただきました。

その際の概要を申し上げますと、結果的にはこちらで伺ったのは大きく分けて電子書籍の価格。それと、契約の形態。それと、電子書籍の量ですね。タイトルの数。それと、やはり、関心の高い現代文学、文芸書が電子書籍として図書館向けに数が増えているのかどうかと、そのようなことを聞きました。

価格等はコロナ前とそれほど変わってるわけではないとのことでした。価格はやはり、紙の本に対して現状でも1.5倍から3倍くらいまでというところは変わりません。契約の形態は、これまで2年または52回という所が多かったんですが、現在では買い切り制というなものも出てはいる、ただし、専門書中心という所が1社ございました。

それと、電子書籍の総数ですね。総数はやはり、増えてるところで、先ほどの買い切りの専門書中心というところは2万7000ほどあるという所もありましたし、その他でも大手の所では、青空文庫も含めて4万、5万タイトルぐらいいはあると。総数で言うと、5万くらいあるという所もありました。ただ、これも実際は新しいものはそのうちのいくつかという部分は、また別の話ではありますけど、用意してるサイクルとしてはそのくらいあると。

それと初期費用。こちらも従来と変わらず、導入費用が100万近く。コンテンツ費用がタイトルに応じてというところで、セットで何百万といったところありますけど、個々でも買えるという所もありました。

それと、前回、申し上げました現代作家とか文芸書が公共図書館向けにどれだけ増えているかとの問い合わせをいたしましたところ、やはり状況は変わってはおらず、まだまだこれからの状況であるという所が1社、あと、残念ですが現状では難しい状況であると。特に文芸書は出版者さまからの許諾がなかなか得られないという所もありました。1社は随時、追加されるということで、現代文芸書というのは頑張って増やそうとしてる所もあるという状況ですが、総括としてはまだまだこれからなのかなというところでした。以上です。

**【会長】** ありがとうございます。図書館の取り組みを説明いただきましたが、電子書籍のことは、この図書館が閉館してしまうとやっぱり非常に皆さん、使いたくなると思うんですけど、皆さんがたはどのように考えておられますでしょうか。

前回以前のこの会議でも電子書籍をどうするかという話は出ていましたが、この問題は

恐らく、コロナ等でこういう事態になってしまえば切っても切り離せない、あるいは、他の人との接触を避けるためには非常に有効な手段であることは確かですから、皆さまがたのお考えの中にもあるんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

【委員】 私は障害者団体から来ている者ですので、②の視聴覚資料の後に発言しようかと思ったんですけど、話の流れでさまざまな取り組みであったり、電子書籍の話も出てきたので発言したいと思います。

コロナの取り組みに関してはやはり、東京都や新宿区というのはかなり感染者数が多いという中で、専門家の指示を仰いで対策をとられているものだと思いますので、その時節に合わせた対応というのが必要になってくると思ってまして、それをきちっと遂行されているらっしゃるなど感じています。

情報としてそれが利用者に分からない、当初の、いきなり利用制限が始まったりして時間を待ってしまうとか、そういう不便があったかとは思いますが、やっぱり、公共性の高い施設であるということで、さまざまな方が利用する上では必要なことであると思っております。

コロナ禍にあって時間を有効的に使うという中では、ここはピンチではなくてチャンスで、読書をして時間を過ごそうというのを、もっと全面的に押し出していく姿勢があってもいいのかなど。そこは区立図書館としてそういうキャッチフレーズなどを使いながら、多くの読書をするかたがたを増やしていくというような取り組みなどもしていただければなと思っております。

あと、障害者関係のことで話しますと、2019年の6月28日に、実は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画、読書バリアフリー基本計画といいますけど、これが施行されました。新宿区はすでに戸山図書館で視覚障害者対応のさまざまな書籍等の貸出を行っていますが、この計画の中には視覚障害者だけではなく、発達障害に伴う学習障害であったり、肢体不自由の障害のかたがたに対して、適切に図書を提供できるような仕組みをつくるということがうたわれていて、電子書籍に関しても量的拡充だったり、質の向上を図るとなっています。

これらが浸透してくことによって、多くのかたがたに読書などの機会が増えることになると思っておりますので、ぜひ、さまざまな試行錯誤をしていただいて、導入に向けてご協議いただければと思っております。以上です。

【会長】 今のご意見は障害者サービスについてですけど、これは、閉館中はどうされてたんですか。

【中央図書館長】 休館中は残念ながら、家庭配本等についてもやはり対面等ということで、中断をせざるを得ない状態になりました。

先ほどの電子書籍のメリットとしては、やはり、図書館に出向くことなく本を読めるというところで、端的にその部分が最大のメリットなわけなんですけど、一方では電子書籍は読み上げソフトですとか、視覚障害のある方にも優しいというようなメリットもあります。また、文字の拡大などの機能もあり、そういういわゆる、アクセシビリティに優れているという特徴もありますので、われわれとしても読書バリアフリーの観点からもメリットが非常にあるなと感じていたところです。今、実際、戸山図書館を中心に読書バリアフリーの取り組みは進めているところです。

あとは、なかなかコロナ中で対面を避けてというのと、やはり、電子というような形でないと難しかったなと思うのですが、今後の対応としては例えば、そういう障害がある方について、デジタイズ図書などの貸出サービスを郵送でできないかとか、そういうことも検討をする必要があるかなと思っております。ほかの一部の区では、実際に予約をした本について郵送サービスも行ったという実績もあります。

新宿区でもあと1カ月コロナによる休館が延びていたら、郵送サービスも検討せざるを得なかったかなと思っていたところですので、そうした今回のコロナ中でのより良い取り組みについては、障害者の方向けということに限らず、いろいろとどのようなことができるのか、われわれとしてもぜひ、サービスを提供したいという思いが皆さまと一緒にしたので、そうした観点で今後も研究をしていきたいと思っております。

【会長】 今というか、障害者用資料のデジタイズ等については、これまでも郵送はやってたんじゃないですか。

【中央図書館長】 まだそれほど充実をしてない部分もあるかと思いますが、これまでやってきたものとしては点字ですとか、録音図書等については実施してました。今後はもう少し取り組みを広げてできないかということは検討してまいりたいと思ってます。

【会長】 休館になったときはデジタイズの発送もやめてしまったということですか。

【利用者サービス係長】 戸山図書館では発送による提供は行っていたと思いますが、あとで確認はしておきます。

【会長】 他にはいかがでしょう？

【学識委員】 コロナ感染対策という話から、今の電子書籍、電子図書館の話は出てきたと思うんですよ。さっき、館長が言われた、図書館に来なくて済む電子書籍ね。それはそうなんですけど、もう一方で全国の図書館で言われるのは、いろんな不特定多数の人が触っているんですよね。ですから、逆に電子書籍にも随分、評判というか関心を集めましたけど、書籍を



消毒をする機械がかなり普及していて、借りられた本が図書館に戻ってきたときに、その本を消毒するというのをね。これは一方で考えてもいいんじゃないかという。

電子書籍の場合はつまり、他の人が触れたものに自分は触れなくて済むというところが、実は私は最大の良さではないかと考えていますね。そのことについてちょっとお尋ねしたいのと、あと、この後の意志決定のプロセスがよく分かんない。

つまり、ここで話し合っ、じゃあ、こうしましょって決まったことは、それですぐやれるんですか。教育委員会として学校、図書館はじめとした今度は社会教育施設、学校教育、社会教育施設についてもやっぱり、ポリシーが当然、新宿区教育委員会として私はあるべきだと思いますね。それはどうなっているのか。

さらに言えば、当然、新宿区として今度は公共施設について、コロナ感染対策についてどういうことを考えているのか。当然、それに図書館も従わなければいけないという話になってくんだと思います。マスクの問題なんてのは当然、そうだと思うんですよね。それから、きょう、私、本当に久しぶりにこの図書館に来ましたけど、カウンターに全部アクリル板ではなくて、ビニールカーテンをやってるっていうのも対策だし。

あと、分からないのは貸出をするときに、本館の図書館で行列ができてしまう。ここが密になるから、きちんとソーシャルディスタンスを空けるために足元によく、スーパーマーケットで今、どこでもやってますけど、足のマークのシールを貼って、こうやって間隔を空けてくださいというようなことは当然、やってるんですよね。

そういうのはむしろ、図書館が独自に決めるというよりは、区として多くの公共施設、不特定多数の人が集まるようなものについては、何らかの対策をやってるはずなんです。それに準拠する部分と、図書館に固有の話が当然、出てくるわけですよ。今のように不特定多数の人が触ったものを、今度は他の人も触れる可能性がある。これは確かに、図書館固有の話かもしれません。それはちゃんと切り分けて、どうやって意思決定できるのかというプロセスが分からないと、ここで何か言っても本当にそれで決まるのかしらというのは、私は素朴な疑問としてあります。

ついでなんで電子書籍の話に戻りますが、これが多分、多くの方は普通に個人が今、いろんな出版社、集英社にしても講談社にしても、あるいは、幻冬舎にしても、いろんな電子書籍を出してるんですね。じゃあ、あれを入れてくればいいんじゃないかとお考えになるんですが、図書館はそれはできないんです。さっき言われたように、これ、知らない方は多い。電子書籍はまず、再販制が適用されないんですよ。書籍の再販売価格維持制度が適用されないから、価格はベンダーとこれを契約する自治体の間で任意に決められるんですよ。だから、全く同じコンテンツを新宿に提供する場合と、もっと人口の多い、例えば、横浜市に提供する場合では当然、価格を変えるわけですよ。横浜市のほうが利用される人口が多いから。

それから、もう一つ。普通の本は非営利、無料であれば著作権者の許諾なく貸すことはできるんですけど、電子書籍は貸与ではなくて公衆送信なんですよ。著作権法上。だから、出版社や著者の許諾がないと図書館で貸出、要するに、自宅からアクセスなどができないんで

すよ。さらに言うと、新宿区、今、区外の人でも在勤、あるいは、在学があれば貸出してますよね。他の自治体に住んでも。ところが、多分、電子書籍の場合には他の自治体に住んでる人が、図書館に登録してるからといってアクセスできるとは限らない。それは全部、契約の条件によって変わってきちゃうんですよ。

だから、一概にあたかも紙の本が電子に置き換えるかのような議論をすると、ちょっと間違いだと思うんですよ。これはこの会議でも前から言ってるように、電子書籍の導入に当たっては、三つのCを考えるとかななくちゃいけないんですよ。3密じゃなくてね。

一つは明らかに、コンテンツなんです。コンテンツが公共図書館向けかどうか。さっき、資料係長が言ったように、実際の電子書籍はほとんどコミックと写真集ですから。これは直ちに入れてもいいのですが、あまりこれは税金を使って買うべきものではない、という判断などは必要です。

それから、先ほど資料係長が業者、三つのベンダーって言われましたよね。これは、この三つがほとんど日本の寡占状態にあるわけなんですけども。ここがやってるものについては、やっぱり、かなり玉石混交ですよ。いいものもあるけど、え、これっていうものもある。あと、この間も言いましたけど、個人のブログを単に本の形式にまとめただけのようなものが本となって、そこに紛れ込まれるんですよね。こういうものを含めて図書館に販売しようとしてますから、やっぱり、コンテンツはきちんと見たほうがいいと思います。

図書館向けは、文芸書と同時に全国の図書館で評判になっているのは、問題集ですね。いわゆる、国家試験だとか都道府県でやる試験の問題集、これは図書館に置くと必ず書き込みされてしまう。ところが、電子書籍は書き込みがされないということで、これはかなり評価されてるわけですよ。そういう意味で公共図書館向けのコンテンツを、きちんと見極めなくちゃいけない。

それから、2番目のCはやっぱり、コストです。例えば、今、2000円で本屋で売ってる本を図書館が蔵書にしても、少々値引きすることはありますけど、だいたい2000円前後なんですよ。ところが、電子書籍については、これは再販制が適用されないから、価格はどれだけの利用が見込まれるのか、あるいは、1タイトルに同時に何人の人が借りられるかね。1タイトルであっても1人に限らなくて、3とか5とかって決められるんです。これは当然、増えていけば価格はどんどん上がっていくわけですよ。そういう意味で価格が妥当なのかどうか、コストを考えなくてはいけない。

最後、3番目のCはコピーだと思うんですよ。著作権なんです。これは先ほど言ったように公衆送信になるので、出版社や作家の許可がないとできないんです。だから、個人向けにはいろんな今、電子書籍ができてるんです。でも、図書館向けとなると、途端に出版社や著者は渋りますから。

いわゆるBtoCね。Bはビジネスで、Cはコンシューマーとかカスタム。個々人の利用者向けのBtoCのモデルはかなり整っていますよ。ところが、図書館向けはBtoBになるわけだから。ビジネスからビジネスですから。BtoBについてのビジネスコンテンツっていうのが

まだまだ未開発で、私は図書館側はかなり不利な条件で契約させられるんじゃないかとは思いますが。

だから、それを見極めた上で公共図書館として適切な価格で、適切なコンテンツのものを著作権の問題をクリアしてやれるのであれば、おやりになったほうがいいかなと思います。ただし、まだ今のところ価格面はベンダー主導で動いてますから、もっと多くの自治体が導入するようになって価格が下がってくるなどしたら、私はやってもいいんじゃないかというのがあります。あとは本当に新宿区さんの考え方ですよね。だから、私はこれはコロナ対策とはいったん、切り離していくべきだと思いますね。電子書籍をどう導入していくかということとは。

ただし、さきほどの障害者の問題は、これは今度は著作権法上、別の著作権、障害者に対しては権利制限されてますので、障害者に対してはもっと別途、それこそアクセシビリティが高まるようなやり方で考えていったらいいというふうに思います。以上です。

**【会長】** ありがとうございます。いろいろな意見ありますけど、この電子書籍の問題、それから、障害者の資料の問題など、今、かなり明確な形になってると思います。これは今まで以上に明確に方針決めないと、この時代にどういうふうに対応したらいいか迫られておりますので。他にご意見は。

**【学識委員】** 答えはないんですか。先ほどの。つまり、図書館としてソーシャルディスタンスの問題だとか、それはどうやってるのか。

**【会長】** 図書館の問題、それから、区の問題、教育委員会の問題ですね。では、図書館にそこは整理していただければ。

**【中央図書館長】** それでは、ご説明いたします。ご意見および、ご説明をいただきましてありがとうございます。現状での、冒頭にごさしました、資料を関しての感染対策という意味では、新宿区では休館中はポスト等では本が返ってきてましたので、そういった本については72時間、空気にさらすとといった対応をしました。

72時間たつと紙に付いたウイルスも不活性化するというような知見があるそうですので、それに基づいておりました。で、現状ではそれはやめました。というのは、あまりに場所、手間がかかり過ぎるということで、それについては今後の継続は困難と考えました。

例えば、書店で本を立ち読みしたあと書架に戻さずレジへ持ってくるかということ、そんなことはないわけです。一方で、これは外国の研究のようですが、国立国会図書館の情報によりますと、公共図書館での資料を介した感染というのは確認されていないということもありましたので、これについてはやめたということになります。

区によりましては、除菌といって、紫外線で当てて資料を殺菌をするという機器がありま

す。新宿区立の図書館でも一部の館、それから、こども図書館の病院配本用はその殺菌をしているのですが、菌には有効だけど、実はウイルスに対しての有効性というのは、まだ確立された知見がない状態のようです。ただ、安全、安心のためには、そういった取り組みをすることは非常に有効かと思っておりますので、新宿でも現在、検討中です。

それから、コロナ感染対策ですが、区全体としての対策方針を検討するコロナ対策本部というものがあまして、こちらは区長を本部長にしまして、一括で区の公共施設についての取り組みをしております。区立図書館も当然ながら休館の判断、それから、開館の判断については、コロナ本部会議での方針決定を得て行っております。

電子書籍等の導入について。これはコロナということでも非常に有効性はあると思うのですが、これについてはやはり、図書館サービスの一環ということで、コロナ対策とは切り離して検討すべきだと思います。

現時点、100自治体で電子図書館サービスをやっているということですが、コロナの真っ最中にサービスをやめた所もあるということで、先程ご指摘があったとおり、現状ではなかなかコンテンツが充実していないと考えます。そういった部分については引き続き、検討していく必要があると考えております。

メリット、デメリットがこういうサービスについては付きまとうところですが、今、実際のこの電子書籍については蔵書という概念がとれないと。実際に買い取り型であっても、電子書籍の供給会社がつぶれてしまうと、区での貸出権も消えてしまうということもあるようですので、その辺については今後のサービス状況などを注意深く見て、コストパフォーマンスを重視していくといいのかなと思います。そうした部分についてはぜひ、またこういった皆さまのご意見をいただきながら、研究を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

**【学識委員】** 今、言われた一つは、電子書籍の導入についてはコロナ対策とも関係するけれど、それと別に新宿区の図書館サービスの今後を考えたときには当然、検討をするべき一つの事項だと思いますと。

重ねて言うと、一方でそういう問題のない電子書籍って何かというと、地域資料なんですよ。新宿区が固有に持っている、まさに新宿区自身が著作権を持つようなもの。こういうもので使えるものは、どんどん電子化していく。あるいは、デジタル化をしていって、地域アーカイブとして公開をしていく。

これは費用もデジタル化の費用だけであって、それから、著作権の問題もないわけだから。それは一方で考えてくべきだと思うんですね。区の歴史だとか、あるいは、もともと持っている、いわゆる行政資料ですよ。これらもかなり今、PDFで公開されてるものもあるんですけど、誰でもアクセスできる、それを一方で考えていく必要があるだろうと思います。

今、館長が言われたように、電子書籍は図書館法の図書館資料にならないんですよ。だから、これをどう扱っていくかというのはなかなか難しい問題で、先ほど買い切りと言われま

したが、買い切って図書館が管理してるサーバーに蓄積されたものは、図書館資料になるわけですが、今のところ業者のサーバーにアクセスするだけなので、これはいわゆる図書館法で言う図書館資料にはならないというのが今の日本の解釈です。そういう、位置付けの問題もあるんですね。そのことは館長さん、ご存知のようなのでいいと思いますけど。とにかく、電子書籍は図書館資料にならないという点を踏まえて今後、ぜひ、検討してください。

【区内学校職員】 学校を代表して来させていただいてる、早稲田小学校の校長の宇山と申します。よろしくお願いたします。

まず、冒頭、中央図書館長からコロナの対応をお伝えいただきましたが、私はとても安心しました。ありがとうございました。子どもたちに、安心して区立の図書館に行っていんだよと伝えられます。

今、学校が安全、安心のためにやっていることは、実は公共施設以上のことをやっています。

子どもたちは朝、自分で検温をして健康カードに体調面も含めて記入をして、学校に来てサーモグラフィーの前を通って、異常がなければ手洗いをせっけんでよくして、そして、教室に上がっていくというようなことをやっているわけですね、毎日。それから、さまざま手洗いの場が何度かあって、非常に手洗いはものすごく回数が多くなっています。きょうはこちらに来たとき、検温をする方がいましたけど、それも自動的なシステムに図書館はなるということです、子どもたちにはもう検温は当たり前になってるんですね。

新しい学校の日常が、新しい図書館の日常に私はすごくリンクしていたので、安心しました。第4次子ども読書推進計画の数値目標の進捗の資料を頂きましたけど、子どもたちがまず、安心して図書館に行ける。私、幼稚園長も兼務していますけど、3歳以上の子どもたちが親御さんと一緒に図書館に行ける。園でも、3歳の子たちも小学生と同じようなことを全てやっています。ですので、非常にまず、一つ安心したということでお伝えをしたいと思っています。

それから、二つ目なんですけど、今、電子書籍の話題がありました、内外から非常に大きく学校教育変わります。小中学校のタブレットですね。これ、全員に配布されて、学び方、それから、教え方が変わっていくという時代になっていきますので。

これは非常に大きな転換期で、今後、子どもたちがランドセルの中にタブレットを入れて必ず全員が持ち帰りするという新たな時代になります。電子書籍の許諾とかそういう難しい問題あるかもしれませんが、早稲田の地域で言うと夏目漱石さんの電子書籍など、何かぜひ配信できるようなことがあればありがたいなと思います。また、先ほどお話がありましたけど、地域学習については小学校時代から行っていますので、その地域資料のアーカイブというのはぜひ、私もお願いしたいと思います。

区民の中には子どもたちもちろんいますので、ぜひ、子どもたちの教育が変わる中で、電子書籍というものが子どもたちの学びにつながるような、そういう活用ができるように

なったら、ありがたいなと思っています。

最後になりますけど、学校図書館での対策について、鶴巻図書館にどうすればいいですかねと相談したら、鶴巻図書館では紫外線で本を消毒する大きな機械を持ってるということを伺いました。予算上、学校では大きな機械は買えないのですが、10冊程度ずつ紫外線消毒ができるものを購入させていただきました。

また、新宿区教育委員会からは、学校に対するコロナ対策の予算をととても潤沢に頂きましたので、本校では空気清浄機を学校図書館と全ての教室に入れたんですね。やはり、そういうことで新宿区が学校の安全対策を、非常に予算も含めて応援していただいているので、とてもありがたい自治体です。

そして、今、図書館の状況も同じようなセキュリティの中で行っていただいているということで、きょうも明日も安心して図書館に子どもたちを行かせることができますと。何度もくり返しですいませんが、そういうふうに思ってますので、今後ともよろしく願います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。今の小学校での対策ですけど、他にはいかがでしょうか。

【委員】 一般公募委員です。よろしくお願いいたします。コロナ対策を本当に徹底していただき、大変感謝しております。制限は時間的に厳しいなという感もあったんですけど、でも、コロナの大変の中、それだけ徹底してやったださっている。一時的なものだろうというの理解の上で、時間を気にしながら利用させていただいております。

ただ、確かに、おっしゃるように、行きたい時間に行けないというのはかなり制限があったんですけど、ちょうどこれから少しずつ緩和されるということで、それもありがたく思っております。

コロナ対策もすごくしていただいているいいと思うんですけど、一方で、対策をしっかりしつつ、図書館のコミュニティの場という役割といいますか、やはり将来的にはそちらのほうにも向かって行ってほしいというのは思っております。

先ほど、学校でも皆さん、十分な対策というのが子どもたちにも浸透してきたとことで、区民の私たちにもコロナ対策がだんだん浸透して、手洗いは当たり前、マスクも当たり前、人とあまり大声で話さないというのはだんだん浸透してきつつあるように思いますので、コロナ対策と並行して、コミュニティの場である図書館の役割も並行して進めていただけたらなと思っております。

読み聞かせをしていただきたいお母さんがたは、今もいらっしゃると思いますし、また、高齢者の方もやはり家に閉じこもりがちなんです。図書館のイベントがなくなったり、残念ではありますけど、そういう方もウエルカムっていう雰囲気を出していただけるといいのではないかなと思っております。すいません。そういうことで、感想をお伝えしました。

【会長】 ありがとうございます。ウエルカムな雰囲気ですよ。それがコロナ禍でも重要だということだと思いますけど。私の勤務先は早稲田大学なんですけど、大学の図書館、どうみてもウエルカムじゃないんですよ。来られちゃ困るという顔をされるんで、非常に疲れて仕方がないんです。ですから、やっぱり、いかにそういう雰囲気を出すかっていうのは、なかなか重要だと思います。

【委員】 皆さんの意見は大体、出尽くしてるのかなと思いますけど、やはり、コロナ対策、非常にこの新宿区の図書館はしっかりやられてて。私は職場の関係で港区の図書館によく行くんですけど、港区は今、ほとんど何もしてないですね。検温もしてませんし、サーモグラフィのような機械もないし、自己責任ですよ。自分で手洗いしてくださいという感じで。

雑誌のコーナーも普通どおり使われてますので、利用者としては便利なのは港区のようなやり方なんでしょうけど、やっぱり、私も子どもを持つ親として、子どもへの影響を考えると、ちょっとこれは緩すぎるかなという感情を持ってまして。ですから、今、新宿区が厳しく実施していてこれから段階的に緩和されるということも、それなりの実績といいますか、検証を経て少しずつ積み上げてらっしゃるところは、いいのかなというふうには思っております。

ちょっと観点が変わるかと思いますが、例えば、配本の仕方っていうのが、これまで郵送というのに頼ってましたけど、このコロナ禍の中で、私どもの実生活もそうですけど、かなり宅配事業者さんだとか、あるいは、最寄りのコンビニの利用というのかな、増えてきてるっていう実感があるんですが。これも以前、ちょっとそういったお話をさせていただいたかもしれませんが、図書館とそういった物流会社、あるいは、コンビニエンスストアだとかとの連携といいますかね。そういったところでも受け渡し。比較的、対策がとられていて、それなりに個人的接触もそれほど密ではないという中で、そういった取り組みというのをひとつ、電子書籍を入れる前に考えられたらどうかなというふうには、ちょっと思ったりもしています。

仙台の多賀城市の有名な、TSUTAYA がやってらっしゃるといいますかね。実際にコンビニエンスストアでも貸出、返却を利用させていただいてたことあって。TSUTAYA ですから、Tポイントの関係でファミリーマートが主体なんですけれどもね。やっぱり、それはそれで便利。ただ、新宿区はかなり拠点がしっかり、半径何キロ以内に定められていっぱいありますから、そこまでコンビニとかの必要性はないのかもしれませんが、一つ、そういった検討もありかなと思ってます。

あと、最後ですけど、半年前ぐらいまでこの場で議論されてきた来館者数ですとか、イベントなどの件数だとかっていうことが今後、追えなくなってくると、図書館の運営の評価をこの場でもう一度、一からコロナを踏まえて議論をし直さなければいけないのかなと、大きなテーマとして今後、出てくるんじゃないかなって感じております。以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。コンビニに関して言うと、もともと所沢が最初にやって、あれはまさに行政のほうの直営でやってたので、TSUTAYA が始めたというか、オリジナルではないですね。だから、恐らく、直営でもできる話だと思います。

それで、図書館の評価の話については、これは非常に重要ですので、また別途、そういう機会をつくらなきゃいけないんじゃないかと思います。新宿だけの問題じゃないと思いますけど、非常に重要な指摘かと思います。

【委員】 私は中町の図書館をよく使うんですけど、あそこはごめんなさい、委託してると思うんですけど、図書館の受付される方が結構、新人、研修中ってなってるんですよ。ていうのは多分、3月ぐらいからクローズして、既存でいらっしゃった方がお辞めになって、新しい方にどんどん入れ替わってるのではないかと。

そんな状況で全然分かんない方がやられたりしてるんですけど、ウエルカムじゃないとかっていう利用者目線でお話、結構、皆さん、ご意見されてるんですけど、ウエルカムされるためには、ウエルカムする人がウエルカムされなきゃいけないくて。要するに、その方たちのリコグニションっていうのが非常に、私は大事じゃないかなっていうのがありまして。

そうすると、どれぐらい利用されて、皆さんのお仕事っていうのは非常に楽になってるんですよとか、あと、利用者のコメント、よくありますよね。ないのかな。あると思うんですけど、そういった所ですごく助かりましたとか、そういったものを図書館の職員の方に共有してあげてリコグニションしてあげると。

お金ではなかなか公的機関なんで難しいのかもしれないんですけど、そういう言葉だったり思いだったり、心をお伝えすることによって豊かな心になってもらって、利用者に対してもウエルカムな気持ちで接することができるのではないかと。最初、どうしても私たちは利用者目線でしか話さないんですけど、利用してもらう側にも立ってもいいんじゃないかなというふうに思いました。すいません。

【会長】 ありがとうございます。次の方、どうぞ。

【副会長】 コロナ禍の間にせつかく自由な時間、たっぷり時間が取れるときに本でも読みたいなと思ったところに、図書館に行ってもお休みだという、そういうようなお話を聞いたんですね。

確かに、一日も早く収束させなきゃならない、感染対策もきちっととらなければならないという、そういうような状況下でしたけど、今はまだ非日常的ですけど、これはもう日常的生活になっていくのかなと思われるんですね。そういう中でやはり、図書館も感染対策をとりつつ、休館日はなるべくたくさん設けないとか、あるいは、知の拠点ですので、皆さんが自由に入出入りできて使えるというような、そんなことが可能になるようにこれから考えていかなければいけないのかなと思っております。



先ほど校長先生からお話がありましたけれども、学校教育、学校施設に対しても、それから、区の施設に対しても、とても新宿区は細かいコロナ対策を指示して下さって、私たち利用者も借りた後はテーブルを拭いたり、いすを拭いて返却しなければならないという、そこまでの対策をとってくださってるんですね。

それですので、感染症対策をとりつつ、皆さんが自由に図書館にも出入りできて利用できるというような、これからそういったものも考えていかなければいけないのかなど、ちょっとそんなことを思いました。すいません。

**【会長】** それでは、皆さまがたの意見、いろいろ伺いましたけど、いくつかの問題がありますから、こういうものを整理していく必要があると思います。

このコロナの問題というのが一時的なものではなく、これからまだ長く続く、あるいは、こういうのが新しい日常になるのではということがあります。今後も続くと。新しい日常というものが、元に戻るのではないということですよ。そういうところを踏まえて対策をしていかなきゃいけないし、図書館のあり方もやはり、変わっていかざるを得なくなると思いますので、今、いろいろな貴重なご意見をいただきましたけど、さらに対策というか、具体的な形で表していかないといけないと思います。

先ほど、小学校の例がありましたけど、子どもたちにとってみると、もう当たり前のことになっているということは、大人も学ばなきゃいけないと思います。私たちはどこかで、元に戻ると考えてるけど、きっと、そうではないんだろうなと、そういうふうに思いますね。

ですから、図書館、これから利用時間も長くなりますし、利用者も増えてくるときに、やはり、どういうふうに一人一人に対応するかということですね。ソーシャルディスタンスの話もありましたけど、しっかりとした形で対策をとってれば、利用者からは文句は来ないんじゃないかと思いますよね。

やはり、それが曖昧だと利用者から文句が来てしまうと思いますので、明確な対策というのをどこかに出して。今、出てるのか分からないんですけど、例えば、ホームページ上、それから、図書館の入口などにこういうことをやってますということで。だけど、ぜひ来てくださいと。ウエルカムですという、そういうことが必要じゃないかなと思いますね。

まだ他にご意見いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

**【学識委員】** 失礼します。新宿区でのコロナ対策を考えるときに、日本図書館協会がこれに関するガイドラインを作りまして、それについていろいろと意見もあつたんですよ。新宿区としてはそこで出てきた、例の利用者のプライバシーを守るという、つまり、図書館によっては来館者名簿を作ったり、あるいは、都立中央や国会図書館は完全事前予約制で、誰が利用するのかを把握してたと。こういうことは新宿区としては、一定の考えの下におやりにならなかったんですよ。

その辺の判断の状況というか、私、やったほうが良いというわけではないですよ。やらな

くていいんですけど、なぜやらなかったのかということについて説明していただいたほうが、一層、新宿区の図書館の方針が明確になってよしいと思います。

【中央図書館長】 ただいま、来館者名簿のご質問をいただきました。新宿区としてはご指摘のとおり、来館者名簿は取っていないんですけども、やはり、来館者名簿を取るということは一定期間、その名簿を保有することになりますので、プライバシー確保の観点からどうなのかがということがまず、第1に上げられるかと思います。また、現実問題としては来館者名簿を書く状態で行列ができて、密になってしまうというような点もありますが、新宿区としては来館者名簿は取らないと判断したものでございます。

結局、これは各自治体が図書館利用の自由の部分と、あとは緊急の公益性、具体的には、感染症という観点から万が一クラスターが発生した場合は追跡を容易にするという公益性、このどちらに重きを置くのかということだと思えます。

23区では現実的にはやはり、プライバシーの観点から名簿は取らないと判断した区のほうが圧倒的に多かったわけですけど、新宿区も同様にこれまでの経緯も含めてやはり、区立図書館として主体的に名簿は取らないというふうに判断をしたものでございます。

【会長】 図書館界では大きな問題であったところ、非常に明確な答えいただきまして、ありがとうございます。それでは最後に。

【委員】 いくつかいただいた意見の中で先ほど、コミュニティの場としての図書館の話がございまして、イベントとかですね。いろいろ読み聞かせとか、今、やってないですよ。中止になったと思うんですけど。私もいろいろな記事とか見て、例えば、高齢者の方がずっと家にいらっしゃるうつになるとか、そういうのも見たりするので、高齢者の方に限る必要はないと思うんですけど、図書館でまさに、そういうコロナ禍での過ごし方みたいな、そういう講演会みたいなものやってみるとか。

対象は高齢者に限らないと思うんですね。在宅の方もたくさんいらっしゃると思いますので、本当に環境が変わって在宅勤務の方が増えて、学校が休みの間は在宅勤務の方が逆に増えたものですから、子どもが外で遊んでる声がうるさいとかですね、今までにないような苦情がありました。

私も住宅の中で、役員を半年ほどちょうどやってたんですね。要は、今まで大人が家を空けてて、子どもが夕方遊んでも全然普通だったんですけど、それが学校が閉まって、子どもは仕方がないから当然、敷地内で遊ぶんですけど、廊下を走ってる人がいるとか、いろんなまさに、コロナ前になかったような苦情をいただいたりしました。本当に大人、子どもを問わず家にいる方が増えてることなので、むしろ、そういう方に外に出てきていただく。出ていただいて、図書館に来ていただく機会ということで、密にならない状態を維持しつつだと思えますが、ご検討いただけるといいかなと思いました。

それから、先ほど、図書館で働いてる方をちゃんと利用者も見てあげる必要があるんだという話の中で、中央図書館、その1時間の時間制限の中で来て、紙のブックカバーを貸出カウンターの脇に置いてあって、私、途中で気が付いたんですけど。

今、こういう状況なので各人でどうぞお使いくださいってことで、クリーム色ですね、折ったりするのも全部自分でやるんですけど、置いていただいて。本当に私、早速、使わしていただいているんですけど、本を借りてやっぱり、電車で読んだりするものですから、そのままタイトルとか見えて恥ずかしいなっていうのがあって、紙のブックカバーを使わしていただいています。外側は新宿区中央図書館っていう文字が入ってたりとかしてですね。

そういうのは恐らく、フィードバックの中には何も出てこないというか、きっと、利用されてる方はこれ、いいなと思って使ってる方、たくさんいると思うんですけど、小さなことなんですけど、そういうことも喜んで使ってる利用者もいますということで、ぜひ、お伝えいただいたらと思って。欲を言えば、本当にこっそり頂く感じなので、ぜひ、お使いくださいみたいな感じで、もうちょっとPRしてほしいというか、目立つ所に置いていただいてもいいのかなと思いました。よろしくお願いします。

**【会長】** ありがとうございます。ブックカバーはきょう、話が出てなかったんですけど、そういう対策として新たに置いたということなんでしょうか。

**【事務局】** では事務局から回答します。ブックカバーはもう何年も前から配布しているんですけど、図書館では1年目と2年目の職員で「親しまれる図書館PT」というプロジェクトチームをつくっていて、5年ぐらい前のPTが提案して始めたものです。あと、しおりも併せて。デザインも含めて1、2年目の職員が作ったものです。

**【会長】** ではそれが今回、コロナにも使えたということで。これは大いに普及させたほうがいいかもしれない。本屋さんではカバーをみんな、付けますか、付けませんかってありますが、図書館でそういうことも、いいアイデアになりそうでは。

**【学識委員】** 経費は大丈夫？

**【事務局】** 紙と印刷だけなので、消耗品で何とか。

**【会長】** 分かりました。私も気が付かなかった。いいご指摘、ありがとうございます。では、このようなさまざまなことで、今までやってきたことが逆に功を奏したということもあるということですので、これからそういうアイデアって別にコロナじゃなくても、こういったこともあると思いますし、それが今後、もっとうまくいくようにいろいろと展開してけば、

これはいいんではないかなと思いますね。

他にまだありますでしょうか。きょうはあと、もう三つほどありますけども。よろしいですか。

【副会長】 ちょっとお話ししたいんですけど。先ほど、館長から書籍消毒器は菌にはいいけど、ウイルスには効かないかもしれないというようなお話があったんですが。指定管理者の図書館によっては、自分の所で書籍消毒器を何とか調達して入れてくださったという所もあったようでございますけど、ウイルスに効く除菌、なんていうんでしょうか。そういったものは今、開発しつつあるのかどうなのか、そのあたりを学識委員の先生方、ご存じないでしょうか。

【学識委員】 私も詳しいことはもちろん、専門家じゃないから分からないんだけど、文科省が全国の図書館の新型コロナウイルス対策をいろいろと調べたんですよ。そのときにおっしゃるとおりで、要するに、細菌とウイルスは別物だと。細菌には有効だし、ある日本の代理店が盛んにこの機会に図書館に売り込んでるんですよ。だけど、ウイルスにも効果があるようなものかというのは、ウイルスの性格そのものがまだよく分かってないと。それだけに対策のとりようがないということで、今、私はあんまり、ウイルスにも有効な本の薫蒸ですよ、それができるような機械っていうのは聞いてません。だから、詳しくはむしろ、館長のほうが。

【中央図書館長】 今年の7月6日で日本図書館協会の資料保存委員会という所が、資料等の消毒についてということで文書を出しております。それによると、紫外線が細菌やウイルスに対して殺菌、不活性化に効果があるとされていますが、現段階では紫外線の新型コロナウイルスへの効果はまだ立証されていない、というふうに明文化されております。

それから、外国の知見の紹介としましては、紫外線などで紙の劣化に影響がある。あるいは、資料全体、表紙とかではなくて全体に紫外線を照射しないと不活性化しないというようなことも、文章で示しております。

一方で、大学の研究者の方で、ウイルスにも一定の不活性化の効果が見られたというような記事も新聞で読みましたので、実際のところ、どうなんだろうというのがまだ図書館としてもつかめていないという部分があります。

ただ、殺菌効果は確実にあるということですし、新宿区立の図書館でも指定管理者がTRCの所などは入れておまして。紀伊国屋ヴィアックスの所も順次入れているという状態ですので、そういった、安心材料という意味では入れる効果は一定あるのかなと考えております。

【会長】 もともと図書館でみんなが触るから嫌だという意見があって、それで、ああいう

ものが作られて今、普及してるわけですけど、ウイルス対策には多分なってないと思いますね、現状では。こんなもの予想して作ってませんからね。ですから、あれに頼ってコロナが何とかってことはちょっとやっぱり、難しいし、証明できてないと思いますね、まだね。ですから、これからだと思います。

恐らく、コロナの種類によって全部違うことになっちゃうので、その対策をとったら大変なことになると思いますので。次に出てくるウイルスに効くなんてこともこれは難しいので、これは相当な大変なことになってしまうと思いますね。ですから、やっぱり、今、コロナの問題はよくドアノブの問題とかいろいろありますけど、ああいうものを1個1個消毒していくということしか対策は多分、ないんでしょうね。本をアルコール消毒する的なことは、ちょっと現実的には難しいので。

**【学識委員】** やっぱり、事前に手を洗うしかないんじゃないですかね。

**【会長】** 利用者の問題というね。ですから、利用者に手洗いを徹底していただくみたいなことを呼び掛けるとか、そういうことになってしまうかなと思いますけどね。なかなか難しいと思いますね。本屋で買っでもすでに他の人が触ってたみたいなことはありますからね。同じです。ただ、紙に付着するウイルスは比較的、寿命は短期間とは言われてますので、金属よりはいいらしいということはあるんですけど、何とも言えません。

それでは、本日はこのくらいでよろしいでしょうか。では、次の議題としてまして、②の新宿区立図書館視聴覚資料の貸出数量の改定について。説明をしていただけますでしょうか。資料係長からお願いします。

**【資料係長】** それでは、お手元の資料で新宿立図書館視聴覚資料の貸出数量の改訂についてというものをご覧になっていただきたいと思います。

概要を申し上げますと、現状で新宿区立図書館ではDVDなどの映像資料の貸出点数を、ビデオテープについては2点以内、ただし、DVDと合わせて貸出の場合は各1点としています。DVDだけの場合は貸出できるのは1点のみです。

ちょっと分かりにくいですが、現在、DVDの個人貸出点数を1点としているのを、DVDとビデオテープはどれでも合わせて2点以内に変更するよう改正を考えております。要するに、DVDだけでも1点ではなく2点まで借りられるというふうに、単純に増やすということです。

その下に団体貸出というのも書いてあるんですが、団体貸出というのは個人の貸出ではなく、団体登録している団体に対してDVDは5枚という規定にしてるんですが、これは5点以内とします。

5枚が5点になるとどこが違うのかというと、例えば、組み物のDVDですね。今までは、極端なこと言うと、5枚組のDVDがあるとすると、それ借りるだけでも上限ですと。これ

を5点にすると、5枚組であっても数え方としては1点と数えるので、借りられる数が多くなります。

ということで、個人貸出と団体貸出の貸出点数を増やしていこうと考えております。改正理由等はここに書いてあるとおり、DVDの貸出点数はもっと増やしてほしいという利用者からの要望が多いということでございますし、また、新宿区立図書館でも所蔵しているDVDの数をだいぶ増やすことができましたので、たくさん借りていただくような体制も整ってきたというところで、増やしていこうということです。

実施時期は、年明けの来年の1月早々から開始をしようということです。開始が1月1日ではなく5日というのは、年末年始の休館中にいきなり増やすと、例えば、システム上の障害が生じたような場合であっても、直ちに対応がとりにくいので、開館する5日から実施します。

また、1月5日から6月30日までの6カ月間を試行期間として実施と書いてありますが、この試行期間というのは、貸出点数を単純に増やすことになりますと、各図書館を毎日回っている配本車への影響であるとか、DVDは利用率が高いので予約等への影響、あるいは、DVDが足りなくなるということはないんですけど、実際に書架に置いてあるものが大幅に減ってしまう可能性はないのかとか。状況によっては購入する所蔵数をまた増やさなきゃいけないということもありますので、6カ月間はそういった状況を把握をして、結果、可能であれば本格実施しようということで、試行期間を設けました。利用者の方への周知は10月25日から区の広報や図書館のホームページ等を出していく予定です。

資料1、資料2についてご説明します。資料1は、新宿区立図書館のDVDの所蔵数の増減の表で、新宿区では所蔵数が増えてきましたという説明です。資料2は23区の貸出数の調査で、DVD以外の視聴覚資料を持ってる区もあるんですが、DVDについては2点という所が23区内では多いと判断し、23区の図書館の状況からも妥当ということで増やさせていただきます。説明は以上です。

**【会長】** この件について、何か質問、ご意見がございますでしょうか。利用者にとっては、いいことであるということになりますので。利用者にとっては使いやすくなるということですね。

**【学識委員】** 率直にビデオテープってだんだん利用は当然、減ってるわけですよ。私のうちなんか、もうビデオテープは再生できないですね。DVDもこれってDVDの専用機じゃないと、再生できないんじゃないですか。パソコンではできないんじゃないですか。

**【資料係長】** 多分できると思います。

**【学識委員】** いろいろあるんですよ。フォーマットによって。

【資料係長】 再生ソフトが入ってれば大丈夫です。

【学識委員】 個人のパソコンで再生できるんですか。

【資料係長】 ええ、購入時に再生ソフトが入っているパソコンも最近、多いので。

【学識委員】 今後はネットワークからダウンロードしてくるもののほうが多くなるので、長期的に収集方針としてどうするのかなというのはちょっと。特にビデオテープね。ビデオテープ、場所も取るしね。だから、長期的にどう考えるのかなってのが一つ。

もう一つは、これ、試行期間なんですよ。試行期間が終わったときに、これってどうやって判断するんでしょうね。特に③予約待ち期間等や貸出返却時間の増加など、利用者への影響の確認というのは今のうちに、これは本当はやる前に、これを超えたらそのまま本格実施するとか、これを下回ったら、この場合にはやらないとかっていう基準を決めておかないと、後になって恣意的に、これならこれでいいや、あるいは、これだったらやめとこうということになってしまうと思うので。

これをやるんだったら、事前におおよその目安でいいから、予約の待ち時間が多分、長くなると予想しているんですかね。それがどれくらいになったら元に戻すのか、この程度だったら予定どおり実施するという、判断目安はどうなっているのでしょうか。

【資料係長】 ビデオについては確かに、品物としては新たな購入等はしてはならず、現状であるもので対応しています。今もビデオの再生機をお持ちの方にご利用いただいているという状況ですので、これは古くなって駄目になったものから除籍をさせていただくこととなります。ですので、ビデオについては今後、特に収集したり、増やすということではありません。

2点目の試行期間の考え方で、この③についてのお尋ねですけれども、確かに、言葉の上では試行と書いてありますので、試行した結果によっては解釈からすれば実施しないということも当然考えられますが、ここに書いた試行の考え方の方向性としては、6カ月間は試行ということで実施し、何らかの課題が浮上したらそれについて対応していこうという、そういった、どちらかというとなんか実施をするという方向での試行と考えていたものです。ですから、基準的なものは特に今の段階で用意してるといったものではないわけですが、確かに、ご意見のように、試行ということの定義からすればそこは明らかにすべきということですが、それについては具体的な基準を設けるかどうかも含めて、検討していこうかと思っています。

【中央図書館長】 会長、よろしいでしょうか。DVDの平均の回転率というものを調査して

みますと、一つの資料が年間で大体、6.4回貸し出されています。ところが、一番人気のDVDですと所蔵してるのが4館で、89回ということで22.3回転しています。理論値で言うと2週間借りられますので、年に26回転ということなので、ほとんどずっと借りられっ放しの状態になっているという実態があります。こういった数字はこちらで把握できますので、それを見ながらと考えてはいるのですが、基本的には実施する前提でデータを取っていくと。明らかに、できないというような支障事例が生じない限りはやるというふうに考えております。

**【学識委員】** だから、そこはつまり、新しいルールだとDVDを2点借りることができるというだけですよね。今までできなかったのが。その結果、人気DVDの予約待ち期間が通常は長くなってしまいます。つまり、そこに殺到して1人で2枚借りてっちゃうからね。そしたら、今言われたとおり、現在が平均幾つだと？

**【中央図書館長】** 6.4です。

**【学識委員】** そしたら、それが例えば、2割増しになってしまったらいけないとか、3割増しになってしまったらいけないとか、それはあらかじめ、決めておくべきだと思いますね。そうしないで単に延びて、これでもいいやってやるのでは、あんまりこの基準を設けたり、試行をする意味はなくなってしまうと思いますよ。本来はある程度の目安を設けておいて、これ以上長くなった場合にはやっぱり、元に戻すとかっていう判断基準が事前に私はあるべきでしょう。

**【中央図書館長】** 実際の予算的な対応としてはDVDの予算を少し増やして、そういったもので対応可能であれば蔵書数を増やすというのが考えられるかと思いますが、一方ではいわゆる、無料の貸しDVD屋さんではないということで、公共性に鑑みて回転数がどう変動するかというのは見極めていきたいと考えております。

**【会長】** この件については6カ月後に何か報告をされるという、そういうことでよろしいんですかね？

**【中央図書館長】** 正式に実施する場合は、図書館条例施行規則そのものを改正しなければいけないということになりますので、これについては教育委員会本体に議案としてかける必要があります。当然、その際にはご報告をすることになるかと思いますが。

**【会長】** そうすると、教育委員会のほうの決定という、そういうことでありますかね。



【学識委員】 確実に。

【会長】 そうしたら、使いやすくなるということで、その方向で結果が出たらよいのでは。

【学識委員】 いや、使いやすくなると一概に言えるかどうかは、分からないってことなんです、いまだに。1人の人が2枚借りて、以前よりも借りられるまでの待ち時間が長くなるということが懸念されてるわけですよ。そこで判断するんだとしたら、先ほど言ったとおり、それは事前にはっきりと、現行よりも2割、時間が長くなったとかしたらやめましようとかというのを決めておかないと、後になってデータに関係なく、事前にやろうとしたんだからやりますっていうのは、それは決め方としてはおかしいのではないですか。

【中央図書館長】 実際にそのデータを見るのは3カ月の時点で、残りの3カ月でどういう対応が望ましいかを考えるということで合計6カ月というふうに考えているところです。

【学識委員】 でも、恐らく、基準がないから、それは6カ月なり3カ月たったときに、既に前のめりになってるわけですよ、このやり方は。その前のめりのほうで行ってしまうじゃないですか。それは行政としては、どこかでこれはまずいとストップがかけられる仕組みにするのが、こういう基準じゃないですか。後になって、基準はなくて自分たちの好きなように解釈できるって、どこかの国がやってるような総合的に、俯瞰的に見ていいかみたいなの、やっぱり駄目ですよ。事前にこういうふうに設けといて、これだったら許せるでしょう、この範囲は許容できますというのだったらいいですよ。それ、超えたらやっぱり、元に戻すっていうのが本来のやり方ですよ。

【中央図書館長】 従いまして、試行という形をとっています。

【会長】 だから、試行で行くのであったら事前にはっきり決めとかないと、事後になってからやるのは本当はおかしいですよ。

【中央図書館長】 そのあたりのデータを今は取れない、現実的に2枚貸してない状態の中で、どの程度影響があるかという予測は非常に困難なので、3カ月程度、試行のデータを見て考えたいと思っています。その際に改めて、試行を継続するのか、取りやめるのか、本格実施に移行するのかを決めるということで。

【学識委員】 だったら③は書かないほうがいいんじゃないですか。だって、ここに期間等等、利用者への影響の確認と書いてある以上、どれだけ長くなったらやめるのかを本来書くべきですよ。今のお話だったらやっぱり、総合的、俯瞰的に見るのと同じこと。今の館長

の説明はそうですよ。

**【資料係長】** 今のご指摘の③の上に②として、待ち時間が長くなったときの対応として、同じ DVD を増やす複本購入があります。予約が何件以上たまったら 2 枚目を買おうという基準があるわけですが、それをもうちょっと緩やかにするとか、そういったことも合わせながら対応を検討してまいります。数値化をして基準を明確にすべきだということではありますけど、方向としては確かに、その辺はあるんですけども。

**【学識委員】** 行政の立場として難しい。結局、今のおっしゃっているのは総合的に見るというだけですよ。この 1、2、3 の項目を総合的に見て判断ですよ。俯瞰的にか知りませんけどという話ですね。具体的には数値出てないのだから、結局は前のめりでこの話になってますから、こういう方向で行っちゃいますよ。そのときに待ち時間が長くなったとしても、区民に対して説明できませんよ、それじゃ。

**【資料係長】** 前のめりということではありますけど、前向きにできるだけ対応していきたいということですので、ご指摘はそのとおりです。

**【会長】** いずれにせよ、6 カ月の試行期間ではどういうふうになったのかというのは数値、あるいは、結果というのをこの会でも明らかにしていただいて、それが利用がしやすくなったということであれば、それも問題ないと思いますので。

待ち時間の問題というのは逆に言うと、人気なものに集まっていて、そうじゃないものはそうじゃないっていうところでありますので、そうじゃないものを使う人にとっては便利になるという、そういうことだと思いますので。

どちらがどうとるのかという問題と、それから、待ち時間が長くなったから文句が来たということがあったのか、そうでもないのかということもあると思いますから。さまざまな説明の仕方、これは区民に対しての説明の仕方もあると思いますので、そのあたりをどのようにしていくかということですね。そこを明らかにしていただければと思いますが、いかがでしょう？ そういうところで。よろしいでしょうか。

では、その次の議題ですけど、③ですね。第 4 次新宿区子ども読書活動推進計画の報告と、数値目標の進捗についてです。これは、こども図書館、よろしく願います。

**【こども図書館長】** こども図書館長でございます。第 4 次新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標の進捗について、ご報告します。この後、第 5 次計画の話が出ますが、これはそのひとつ前の計画の最終年度の活動報告が出ましたので、ご報告させていただきます。

第 4 計画の数値目標については当初の目標値を超えたため、令和元年 6 月に目標値を更新しました。それが各項目の更新目標値となります。

1 番の区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加についてですが、区内在住者を抽出しており、利用人数とは貸出をした人数となります。

平成 28 年度が 12 万 8775 人に対し、令和元年度は 17 万 5989 人ということで、4 万 7000 人ほどの増となります。令和元年度の更新目標値はこのとおり設定しましたが、実績は及びませんでした。ただし、6 月に更新する前の当初の目標値は超えております。更新後の目標値に達しなかった理由としては、年度最終の 3 月に新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策として、利用制限を行ったことも影響しているのではと考えます。

2 番目の区立図書館における子どもの年間貸出冊数についてですが、平成 28 年度実績が 44 万 1456 冊に対し、令和元年度実績値は 48 万 6746 冊です。こちらも更新した目標値に対しては及びませんでした、当初の目標値は超えています。

利用者の合計が 17 万 5000 のうち、小学生以下が 14 万 8000 にのびります。1 番の表からは、中高生になると図書館の利用が減少傾向にあるということが読み取れるかと思えます。2 番目の貸出冊数についても同様で、貸出冊数の合計が 48 万あるところ、小学生以下が 43 万ということで、ほとんどが小学生以下の利用ということになっております。

続いて裏面をごらんください。指標のうちの三つ目、区立図書館における団体貸出冊数についてです。平成 28 年度の実績値が 5 万 7609、これに対して、令和元年度の実績値は 6 万 8300 冊であり、約 1 万 721 冊の増となりました。こちらも更新目標値にはわずかに及びませんでした、当初の目標値は超えております。

4 番目は区立図書館における団体貸出の利用率です。これは区内の公立・私立の幼稚園や保育園などの対象施設のうち、実際に団体貸出を利用している施設の割合になります。平成 28 年度の実績値は 70.8 パーセントですが、平成 30 年度は 73.6 パーセントまで順調に伸びています。ただし、令和元年度は 67.9 パーセントと落ちております。要因としては、これまで対象施設としてお声がけしていなかった放課後子どもひろばなど 40 カ所程を母数に加え、4 月に利用を呼び掛けたのですが、このグループの利用が伸びなかったことが考えられます。

5 番目の区立小中学校児童生徒の不読者率についてですが、平成 28 年度から平成 30 年度までの不読者率、1 カ月に 1 冊も読まなかった子どもの割合。これは学校の統計なのですが、この読書の中には朝読書を含めており、結果として小学生は 0.1 パーセント、中学生が 0.1 パーセントというようなどころでございました。

ただし、実際はどうなのだろうということで、第 5 次計画を策定する際、朝読書を含まない数値を目標としていこう、自発的に読む子どもの割合を出していこうということになりました。令和元年度は朝読書を除くことになりました。その結果、小学生は 13.8 パーセント。中学生が 34.9 パーセントとなっています。ということから、不読者率の減少については、平成 28 年度から 30 年度と令和元年度の数値は単純には比較ができません。

参考ですが、区内在住の子どもの人口推移として、平成 28 年度の 3 万 6903 人から、令和元年度は 3 万 8828 人と増えております。少子高齢化とは言っていますが、新宿区の場合、

大体、4年間で2000人、年間500人ずつ増えています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。この今、進捗の報告については何かご質問、意見がございますでしょうか。

【学識委員】 先ほどの不読者率の算出方法、大きく変えたわけですね。朝読書を含まないのに。この理由は何ですか。

【子ども図書館長】 これは第5次計画を作るに当たって、今までの統計方法は朝読書を含んでおりましたので、学校では授業の初めに朝読書をしますから、必ず読む子どもの率が高いのは当然であると。では実態はどうなのかという議論があり、今後はこの数値、ならびに、後で紹介しますが、第5次計画においては文部科学省の学力調査の読書率の数値を用いていきたいと思っています。

【学識委員】 そうすると、今、それはどうやって調べているのですか。この第5次がきょう、配られましたよね。これの14ページから子ども読書活動に関するアンケート調査結果が出てくるんですが、こういうふうなアンケートを学校で配って、生徒本人に聞くっていうやり方でこれを出していくんですか、今後は。

【子ども図書館長】 これにつきましては、第5次計画の資料編でございます。

【学識委員】 すいません、どの資料？

【会長】 どれです？

【学識委員】 私は今、第5次新宿区子ども読書活動の14ページを見てた。

【子ども図書館長】 大変失礼しました。第5次計画の98ページをご覧ください。ここに(2)平成30年度児童生徒の学校図書館活用および読書活動等に関する調査報告書というのがあります。これは区が区立学校に在籍する全児童生徒に対して、アンケートを毎年行っているもので、その質問内容を変えました。99ページの平成30年度調査結果の間2をごらんください。平成30年度までは「この1か月で本を読みましたか、朝読書を読んだ本は入ります」となっているのを、朝読書は含まないという形でアンケートを実施しました。

【学識委員】 分かりました。そうすると、目標値も立たない。これ、実績値だけですよ？

【子ども図書館長】 ええ。

【学識委員】 やっぱり、目標値は立てといたほうがいいんじゃないですかね。目標値も立てられない。これはむしろ、学校として今後、どうやって取り組んで、不読者率を下げることかというのを考えていくと思うんですよ。それによって、今、13.1 パーセントから一桁にするとか、中学生が34.9%で3人に1人は読まないから、これをせめて、20 パーセント台にするとか、そういう目標を掲げていくべきだとは思いますがね。

【子ども図書館長】 その目標については第5次計画の説明の中で別途、させていただきます。第5次の策定の期間中には、この朝読書を入れないアンケートをまとめることができなかったので、3月中でやりますので。

【学識委員】 いいですけど。あと、この報告出るたびに私、言うんですけど、1番の延べ利用人数にしても、2番の年間貸出冊数にしても、これは当然、中学生や小学生の子どもの人数によって変わってしまうわけだから、本来は割り算をして1人当たり何冊借りたとか、あるいは、1人当たり延べ何回利用したというふうに見たほうが、子どもの人数の変動を反映できるんでよろしいんじゃないかと。でも、それはおやりにならなくて、いつも総数でお出しになるんですよ。

【子ども図書館長】 それも第5次計画で採用させていただきました。

【学識委員】 どのの？

【子ども図書館長】 この後、第五次計画の中でご説明します。

【学識委員】 失礼しました。第5次に反映されてるわけね。

【会長】 それでは、ちょっと時間も押してしますので、その第5次もご説明いただいて、そのあたりをはっきりさせていただいたほうがいいかもしれませんので、議題の4の第5次新宿区子ども読書推進活動計画について、ご説明いただきたいと思います。

【子ども図書館長】 第5次新宿区子ども読書活動推進計画、令和2年度から令和5年度の4年間の計画をこのたび、策定しました。策定に当たりましては、皆さまがたからパブリックコメントで多数のご意見を頂戴しまして、それを反映して策定をしました。ありがとうございました。

1、まず、計画の基本的な考え方についてご説明します。第5次新宿区子ども読書活動推

進計画、令和 2 年度から令和 5 年度は子ども読書活動の意義に基づき、これまでの取り組み状況と第 5 次計画の検証を踏まえて、基本目標を、自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたちとしました。その達成に向けて新宿区全体で子どもの読書環境を整備し、年齢や状況に応じた読書活動の支援を充実させていきます。

この計画は、子どもの読書環境の推進に関する法律に基づく法定計画です。新宿区では最初の新宿区子ども活動推進計画を平成 15 年度に策定して以来、5 回目の計画となります。これまでの計画においても、子どもの読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする。また、人生をより深く生きる力を身に着けていく上で欠くことのできないものという、子ども読書活動の意義をうたってまいりましたが、それを基本目標として、乳幼児から中高生まで途切れのない読書環境の整理と、読書活動支援に取り組んできました。

では、これまでの計画と今回の計画の違いについて、簡単にご説明します。

まず、一つは全体の基本目標を定めたことです。これまでの計画は家庭や図書館、幼稚園などの読書の場合ごとに取り組みを進めてきました。ですが、先ほどの実績報告を見ますと、中高生の利用が減少傾向にあることや、学習指導要領の改定などの課題を踏まえ、子どもの読書計画を進めて、どのような子どもたちを育成していくかということの基本目標としました。それが先ほどご紹介した、「読書活動を通じて自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」です。

二つ目は、発達段階に応じた読書支援を推進することです。今までは読書の場においてそれぞれ取り組んでいくことにしていたんですが、今回は乳幼児、小学生、中高生等、中高生等というのは、高校を中退されたり、不登校の方なども含むということですが、あとは障害のある子どもや、外国語を母語とする特別な支援を必要とする子どもなど、それぞれの状況や段階に応じた読書支援のあり方に目標を明確に掲げて、図書館、学校、幼稚園、また、ご家庭においてもそのような本の読み方ができるように、支援をしてまいります。

三つ目は、これらの活動を推進するための人材の育成、ボランティアの育成、あと、団体貸出をさらに進めていくと仕組みを構築し、推進していくことを考えました。

以上、申し上げました三つのポイントにより基本目標を達成するために、この計画では 2 に書いてございますが、本計画の目指す方向性ということで、三つの方向性を決めました。(1)読書環境のさらなる充実。区立図書館や幼稚園、子ども園、保育園の読書環境の充実に取り組むということです。(2)学校図書館は自由な読書活動や、読書指導を行う読書機能を充実し、放課後開放を推進する。こちらは発達段階等に応じた読書支援のさらなる推進を目標とし、内容については資料をご確認ください。(3)子ども読書活動推進の基盤整備となります。

これを進めていくに当たって、数値目標を決めました。

①読書環境のさらなる充実については、区立図書館の子どもの貸出冊数です。合計 52 万 3897 冊。これは平成 30 年度の実績なんですけど、58 万まで持っていくことを考えました。

②は先ほどご指摘がありました、1人当たりの貸出冊数です。小学生以下、中学生、高校生等に分け、1人当たりの貸出冊数をこれだけ伸ばしていきましようということを考えました。

③団体貸出の冊数についてはかなり普及していますので、大体、7万冊程度まででは行くだらうという目標です。

裏をおめぐりいただけますでしょうか。

(2)発達段階等に応じた読書支援のさらなる推進として、乳幼児、小学生、中高校生等々、三つの目標を定めています。

まず、乳幼児については絵本でふれあう子育て支援事業の読み聞かせ参加率です。これは保健センターの乳幼児検診で行っている読み聞かせの参加率としました。数値目標の案として、ご家庭での読み聞かせの回数を増やしていくとのご意見もありましたが、読み聞かせをご家庭でやりたくても時間が持てないご家庭があるため、読み聞かせの回数増加などの数値目標は設置しないこととしました。読み聞かせ事業を通じ、多様な本の提供や読み聞かせの機会を充実させ、幼い段階からさまざまな本と出会う環境づくりを推進することを目指していきたいと思ひます。

次に小学生ですが、これは先ほどお話のあった不読者率の目標なのですが、数値目標として自主的に1日30分以上、放課後等や家庭で本を読む小学生の割合としております。この中には朝読書や授業を含みません。調査対象は小学校6年生で、平成30年度の段階で49.7パーセントでしたが、55.0パーセントまで持ってこうということです。この数値は文部科学省の全国学力、学習状況調査の新宿区での結果を使用しています。

中高校生についてですが、推進目標の4、区立図書館を利用したことのある中高校生徒の割合としました。平成30年度が30.2パーセントです。参考値と表記したのは、アンケート調査を職員が行ったもののためですが、母数は800人の調査結果です。

この800人のうち、区立図書館を利用したことがない中高校生が60パーセントという、ちょっとショッキングな数字でしたので、これを35パーセントぐらいまでには持っていきたいと思っております。

なお、読書が嫌いな生徒は6.5パーセントでした。それなのに、区立図書館を利用したことがない生徒が約6割もいることが分かりました。また、本を読まない理由の傾向も分かりましたので、中高校生向けの読書支援に力を入れていきたいと思っております。

続いて(3)子ども読書活動推進の基盤整備です。数値目標を5、内容は図書館サポーターの地域での読み聞かせ活動の充実となります。こども図書館だけでなく、区内全館で図書館サポーターが読み聞かせを行っていますが、その図書館サポーターの読み聞かせ活動をしている方の人数を、もっと増やしていきましようというのが①です。②として、サポーターのみなさんは図書館だけでなくいろいろな所で読み聞かせをしていますので、その活動を利用し読み聞かせを子どものより身近な場でできるようにしたいということを数値目標とさせていただきます。以上です。

【会長】 ありがとうございます。もう時間がちょっと過ぎてますけど、これについて何かご質問、ご意見がありましたら。時間が限られてますけど何かございますか。

【区内学校職員】 とにかく、今まではこの数値を見ても、学校で本を読むのは当たり前のことになっていましたし、授業でも本当に団体貸出の、昨日で言うと、うちのほうでプロジェクトってのやってみて、5年生が団体貸出で何十冊も本を貸していただいて、その中から子どもたちが取捨選択して読むんですね。1冊丸ごと読まないかもしれないけど、資料としてしっかり読むという、そういう学習活動はできているので、今回の小学校のカテゴリーでいうと、例えば、家庭との連携というところがまず、一つ重要になってくるかなということと。

それから、今、子どもたちの生活がかなり、6年生だと厳しくて。校長室がうちはオープンなんですけど、昨日相談してきた6年生が、4時半から10時まで塾に通ってると。そういう生活の中で放課後とか家庭とか言うけど、そういう子どもたちの背景を知った上でアンケートなどは採るべきだと思うんですね。今、うちは半分ぐらいの6年生は受験するんですけど、いろんな状況の子どもたちが新宿にはいるので、ただ数値だけを目標にしないで、その子どもたちの今の現状を知ることのほうが私は大切だと思っていますので、よろしくお願ひします。

【会長】 ありがとうございます。大変貴重な意見でございます。小学校の現状も相当、厳しいという状況ですね。これは中学、高校とかももっとすごくなると思いますけども。なかなか不読率の問題と学校の難しい問題があると思いますけど、単純に数値が上がる、下がればいいという、そういう話ではないというところも、ちょっと考えてもらって。そして、それをどう解決するかっていうことですね。これは図書館だけでやっても駄目ですので、学校全体を含めて議論しなきゃいけない問題だと思いますので、ありがとうございます。

それでは時間過ぎましたので、これでよろしいですか。最後にですけど、次回の予定を。

【事務局】 ここ何回か木曜日で設定しておりましたが、次回、12月18日の金曜日を考えています。金曜日だとご都合が悪いという方はいらっしゃいますか。今のところ、皆さん、大丈夫そうですか。

【学識委員】 時間は？

【事務局】 午前10時から。では、12月18日の金曜日の午前10時から12時を予定しております。また資料は開催前にお送りいたします。



【会長】 ありがとうございます。では次回、そういうことで、また準備していただければと思います。それでは、きょうはちょっと時間が過ぎてしまいましたけど、たくさんのご意見ありがとうございました。では、きょうはこれで終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

(了)